

日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 アーカイブは、歴史的公文に個人情報  (生存する個人に関する情報であって、当該情報  に含まれる氏名、生年月日その他の記述等  により特定の個人を識別することができるも  の(他の情報と<u>容易に照合</u>ことができ、  それにより特定の個人を識別することができ  ることとなるものを含む。) <u>をいう。</u>以下同  じ。)が記録されている場合には、法第15  条第3項に基づき、当該個人情報の漏えいの  防止のため、次の各号に掲げる措置を講じな  ければならない。</p> <p>[(1)～(4) 略]</p>	<p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 アーカイブは、歴史的公文に個人情報  (生存する個人に関する情報であって、当該情  報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等  により特定の個人を識別することができるも  の(他の情報と<u>照合</u>ことができ、それ  により特定の個人を識別することができるこ  ととなるものを含む。) <u>をいう。</u>) が記録されて  いる場合には、法第15条第3項に基づき、  当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各  号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>[(1)～(4) 同左]</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正す  るもの。</p>